

# 青森県報

第二千三百七十二号

平成十六年  
八月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) ……一
- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三
- 正 誤……………(都市計画課) ……三
- 平成十六年八月十三日定例告示中……………三

## 告 示

青森県告示第五百五十四号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表野牛区域の項を次のように改める。

野牛区域 野牛漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業</li> <li>2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う いかつり漁業</li> <li>3 小型定置漁業及びほたてけた網漁業</li> <li>4 主として底建網漁業</li> </ol>
-------------------------	--

三の表野牛区域の項を削る。

青森県告示第五百五十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者 の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
弘 前 市	大字坂元字山元	平成十六年八月三十日から平成十七年三月三十一日まで
黒 石 市	大字袋字村山	

青森県告示第五百五十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

白糠漁業協同組合

下北郡東通村大字白糠

を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

弘前市大字表町二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 大塚陸毅 弘前ステーションビル株式会社 弘前市大字表町二の一 代表取締役 三浦忠三	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 大塚陸毅 弘前ステーションビル株式会社 弘前市大字表町二の一 代表取締役 浅利久雄	平成 一六・七・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社キャンドウ

東京都板橋区板橋三丁目九の七

代表取締役社長 城戸博司 外十六者

四 届出年月日

平成十六年八月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年八月三十日から同年十二月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、鶴田西部地区の県営土地改良事業(農村振興総合整備事業(農業用排水施設整備)(農道整備))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年八月三十一日から同年九月二十九日まで

三 縦覧の場所

鶴田町役場

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市大字河原木字北沼一の一	雑種地	七八一・八九平方メートル
八戸市大字河原木字海岸四の一	雑種地	一、七〇二・四三平方メートル
合 計		二、四八四・三二平方メートル

二 予定価格

四千五百万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字河原木字北沼一の二及び八戸市大字河原木字海岸四の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時

平成十六年九月十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利

厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十六年九月十日午前十一時から、八戸市大字河原木字北沼一の二及び八戸

市大字河原木字海岸四の一において現場説明を行う。

正 誤

都市計画課

発行年月日 平成十六年八月三十一日	発行番号 第三三六五号	区分 告示	番号 第五三七号	ページ 二	段 上	行 八	誤 字今野	正 字近野
----------------------	----------------	----------	-------------	----------	--------	--------	----------	----------

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭